



茨城県報

第 9 7 2 号

平成10年 7 月 6 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●農地保有合理化事業規程の承認（農地管理課）	1
●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）	2
●道路の供用の開始（2件）（ ” ）	2
●土地改良事業の認可（3件）（土地改良事務所）	3
●土地改良事業の工事の完了（ ” ）	3

（大規模小売店舗審議会）

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	4
--------------------------	---

公 告

●茨城県立看護専門学院及び看護専門学校一般入学試験の実施（医務課）	4
●茨城県立看護専門学院及び看護専門学校看護婦3年課程推薦入学試験の実施（ ” ）	9
●県営土地改良事業計画（4件）（農地管理課）	11
●公共測量の終了（用地課）	12
●開発行為の工事完了（5件）（建築指導課）	12
●軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）	14

正 誤

●平成10年6月18日付け茨城県報第967号中	14
-------------------------	----

告 示

茨城県告示第820号

常陸小川農業協同組合の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき、平成10年6月25日に承認したので公告する。

記

1 農地保有合理化事業の実施地域

小川町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

2 農地保有合理化事業の種類

- 1) 農地売買等事業（貸借事業に限る。）
- 2) 農地信託等事業

平成10年7月6日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年7月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年7月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 平友部停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
西茨城郡友部町美原1丁目 1470番78地先から	旧	最大 11.0 最小 11.0	76	
西茨城郡友部町美原1丁目 1470番1805地先まで	新	最大 13.5 最小 11.0	76	現道拡幅

茨城県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年7月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年7月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 江戸崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
稲敷郡阿見町塙字近戸495番1地先から	旧	最大 10.5 最小 5.8	501	
稲敷郡阿見町追原字道ノ坂 690番1地先まで	新	最大 19.5 最小 13.8	501	現道拡幅

茨城県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年7月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年7月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道下子水海道線
- 2 供用開始の区間 下妻市大字加養字浜292番 2 から
下妻市大字加養字浜254番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 7 月 6 日

茨城県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成10年 7 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道平友部停車場線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡友部町美原 1 丁目1470番78地先から
西茨城郡友部町美原 1 丁目1470番1805地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 7 月 6 日

茨城県告示第825号

平成10年 3 月 3 日付け麻生町長から認可申請があった猪ノ山地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成10年 6 月18日認可した。

平成10年 7 月 6 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

茨城県告示第826号

平成10年 3 月 3 日付け鉾田町長から認可申請があった寄居地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成10年 6 月18日認可した。

平成10年 7 月 6 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

茨城県告示第827号

平成10年 3 月 6 日付け旭村長から認可申請があった常磐地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成10年 6 月18日認可した。

平成10年 7 月 6 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

茨城県告示第828号

平成 6 年10月14日付下土改指令第24号をもって認可のあった高久地区土地改良事業（圃場整備）については、平成 7 年 3 月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があったので、同法第 2 項の規定により公告する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県下館土地改良事務所長 木 澤 英 雄

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第36号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成10年7月6日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 茨城ウエルマート株式会社
- 2 届 出 者 の 住 所 茨城県西茨城郡友部町小原和尚塚2695-115
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエルマート上高津店
茨城県土浦市上高津新町1283-1外
- 4 開 店 日 平成11年2月10日
- 5 店 舗 面 積 2,011㎡
- 6 主として販売する物品の種類
食料品・家庭用品・身の回り品・雑貨他

公 告

◎茨城県立看護専門学院及び看護専門学校一般入学試験の実施

平成11年度茨城県立看護専門学院及び看護専門学校一般入学試験を次のとおり実施します。

平成10年7月6日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 茨城県立中央看護専門学院助産学科

- 1 試験期日
平成11年2月2日(火)及び平成11年2月4日(木)
- 2 試験場所
茨城県立中央看護専門学院
茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地
- 3 試験方法
 - (1) 一次試験 平成11年2月2日(火)
看護学, 国語, 一般常識
 - (2) 二次試験 平成11年2月4日(木)(一次試験合格者のみ)
小論文, 面接
- 4 募集人員 20人

5 受験資格

次のいずれかに該当する女子

- (1) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(平成11年3月修了見込みの者を含む。)
- (2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成11年3月卒業見込みの者を含む。)
- (3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で、(1)又は(2)に規定する学校又は養成所において2年以上修業した者(平成11年3月修了見込みの者を含む。)
- (4) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (5) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年<sup>文部
厚生</sup>省令第1号)附則第19条の規定に該当する者

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成11年1月6日(水)から平成11年1月13日(水)まで
(郵送の場合は、平成11年1月13日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

〒309-1703 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地
茨城県立中央看護専門学院 助産学科

7 出願手続書類

- (1) 入学願書(当学院所定の用紙)
- (2) 入学資格証明書 1通(看護婦学校又は看護婦養成所の卒業証明書又は卒業見込み証明書)
- (3) 成績証明書 1通(看護婦学校又は看護婦養成所発行のもの)
- (4) 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受験料

3,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成11年2月10日(水)

第2 茨城県立中央看護専門学院看護学科

1 試験期日

平成11年1月19日(火)及び平成11年1月21日(木)

2 試験場所

茨城県立中央看護専門学院
茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

3 試験方法

- (1) 一次試験 平成11年1月19日(火)
国語Ⅰ・Ⅱ(古文・漢文を除く。), 数学Ⅰ, 理科, (生物ⅠB, 化学ⅠBのうち1科目選択) 及び英語Ⅱ
- (2) 二次試験 平成11年1月21日(木)(一次試験合格者のみ)
面接

4 募集人員 50人(推薦入学による入学者を含む。)

5 受験資格

高等学校を卒業した者(平成11年3月卒業見込みの者を含む。)若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(平成11年3月卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められる者

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成11年1月4日(月)から平成11年1月8日(金)まで

(郵送の場合は、平成11年1月8日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

〒309-1703 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学院 看護学科

7 出願手続書類

(1) 入学願書(当学院所定の用紙)

(2) 高等学校の卒業若しくは修了証明書 1通

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であることの証明書 1通

(高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に限る。)

(4) 高等学校の調査書 1通

(5) 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受験料

3,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成11年2月3日(水)

第3 茨城県立水戸看護専門学院保健学科

1 試験期日

平成11年1月14日(木)及び平成11年1月29日(金)

2 試験場所

茨城県立水戸看護専門学院

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

3 試験方法

(1) 一次試験 平成11年1月14日(木)

看護学全般、統計学、英語、小論文

(2) 二次試験 平成11年1月29日(金)(一次試験合格者のみ)

面接

4 募集人員 50人

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦(士)になるのに必要な学科を修めた者(平成11年3月修了見込みの者を含む。)

(2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成11年3月卒業見込みの者を含む。)

(3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦(士)又は高等学校を卒業している准看護婦(士)で、

(1)又は(2)に規定する学校又は養成所において2年以上修業した者(平成11年3月修了見込みの者を含む。)

(4) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国に置いて看護婦(士)免許を得たもので、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(5) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年^{文部省令第1号}厚生)附属第18条の規定に該当する者

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成10年12月14日(月)から平成10年12月18日(金)まで

(郵送の場合は、平成10年12月18日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

〒310-0035 茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学院

7 出願手続書類

(1) 入学願書(当学院所定の用紙)

(2) 入学資格証明書 1通(看護婦学校又は看護婦養成所の卒業証明書又は卒業見込み証明書)

(3) 成績証明書 1通(看護婦学校又は看護婦養成所発行のもの)

(4) 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受験料

3,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成11年2月5日(金)

第4 茨城県立水戸看護専門学院第一看護学科及び第二看護学科

1 試験期日

平成11年1月26日(火)及び平成11年1月27日(水)

2 試験場所

茨城県立水戸看護専門学院

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

3 試験方法

(1) 一次試験 平成11年1月26日(火)

専門基礎科目、専門科目、国語、数学Ⅰ、英語

(2) 二次試験 平成11年1月27日(水)(一次試験合格者のみ)

面接

4 募集人員

第一看護学科(修業年限2年 昼間)100人

第二看護学科(修業年限3年 夜間)40人

5 受験資格

免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦(士)又は高等学校を卒業している准看護婦(士)(平成11年3月末日までに免許取得見込みの者又は卒業見込みの者を含む。)

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成10年12月7日(月)から平成10年12月11日(金)まで

(郵送の場合は、平成10年12月11日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

〒310-0035 茨城県水戸市東原 3 丁目 3 番35号

茨城県立水戸看護専門学院

7 出願手続書類

(1) 免許を得た後 3 年以上業務に従事している准看護婦 (士)

ア 入学願書 (当学院所定の用紙)

イ 准看護婦 (士) 免許証の写し 1 通 (保健所で原本照合を受けたもの)

ウ 就業証明書 1 通 (当学院所定の用紙により, 施設発行のもの)

エ 成績証明書 1 通 (准看護婦養成所発行のもの)

オ 健康診断書 1 通 (当学院所定の用紙)

(2) 高等学校を卒業している准看護婦 (士)

ア 入学願書 (当学院所定の用紙)

イ 准看護婦 (士) 免許証の写し 1 通 (保健所で原本照合を受けたもの)

ウ 高等学校及び准看護婦養成所 (高等学校衛生看護科にあっては, 高等学校) の卒業証明書 1 通

エ 准看護婦養成所の成績証明書 (高等学校衛生看護科にあっては, 高等学校の調査書) 1 通

オ 健康診断書 1 通 (当学院所定の用紙)

8 受験料

3,000円 (入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け, 又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成11年 2 月 3 日 (水)

第 5 茨城県立つくば看護専門学校

1 試験期日

平成11年 1 月19日 (火) 及び平成11年 1 月21日 (木)

2 試験場所

茨城県立つくば看護専門学校

茨城県つくば市天久保 1 丁目 1 番 2

3 試験方法

(1) 一次試験 平成11年 1 月19日 (火)

国語 I・II (古文・漢文を除く。), 数学 I, 理科 (生物 I B, 化学 I B のうち 1 科目選択)
及び英語 II

(2) 二次試験 平成11年 1 月21日 (木) (一次試験合格者のみ)

面接

4 面接人員 50人 (推薦入学者を含む。)

5 受験資格

高等学校を卒業した者 (平成11年 3 月卒業見込みの者を含む。) 若しくは通常の課程による12年の学校教育を
修了した者 (平成11年 3 月卒業見込みの者を含む。) 又はこれと同等以上の学力があると認められる者

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成10年12月14日 (月) から平成10年12月18日 (金) まで

(郵送の場合は, 平成10年12月18日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

〒305-0005 茨城県つくば市天久保1丁目1番2

茨城県立つくば看護専門学校

7 出願手続書類

(1) 入学願書(当学校所定の用紙)

(2) 高等学校の卒業若しくは修了証明書 1通

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であることの証明書 1通
(高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に限る。)

(4) 高等学校の調査書 1通

(5) 健康診断書 1通(当学校所定の用紙)

8 受験料

3,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成11年2月3日(水)

◎茨城県立看護専門学院及び看護専門学校看護婦3年課程推薦入学試験の実施

平成11年度茨城県立看護専門学院及び看護専門学校看護婦3年課程推薦入学試験を次のとおり実施します。

平成10年7月6日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 茨城県立中央看護専門学院看護学科

1 募集人員

入学定員50人の50パーセント以内とする。

2 試験方法

(1) 日 時 平成10年11月18日(水) 午前9時から

(2) 選考方法 小テスト[国語Ⅰ・Ⅱ(古文・漢文を除く), 英語Ⅱ]面接

(3) 試験場所 茨城県立中央看護専門学院

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

3 受験資格

次の条件のすべてに該当し、高等学校長が責任をもって推薦できる者とする。

(1) 茨城県内に住所を有し、かつ、県内の高等学校に在籍する者

(2) 平成11年3月高等学校を卒業見込みの者

(3) 高等学校在学中の全教科の成績(調査書による。)が平均3.5以上の者

(4) 心身ともに健康で、看護職として適性があり、卒業後看護職として茨城県内に就業する意志のある者

(5) 合格した場合は、入学を確約できる者

4 推薦者数

推薦は、各高等学校2人以内とする。

5 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成10年10月19日(月)から平成10年10月23日(金)まで(必着のこと。)

(2) 出願場所

〒309-1703 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学院

(3) 出願手続書類

- ① 入学願書 (当学院所定の用紙)
- ② 高等学校の調査書 1 通
- ③ 高等学校の推薦書 1 通 (当学院所定の用紙)
- ④ 健康診断書 1 通 (当学院所定の用紙)

(4) 受験料

3,000円 (入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

6 合格発表

- (1) 日 時 平成10年12月2日 (水)
- (2) 方 法 志願者及び学校長あて通知する。

第 2 茨城県立つくば看護専門学校

1 募集人員

入学定員50人の50パーセント以内とする。

2 試験方法

- (1) 日 時 平成10年11月18日 (水) 午前9時から
- (2) 選考方法

小論文、小テスト (数学Ⅰ、英語Ⅱ) 面接

- (3) 試験場所 茨城県立つくば看護専門学校
茨城県つくば市天久保1丁目1番2

3 受験資格

次の条件のすべてに該当し、高等学校長が責任をもって推薦できる者とする。

- (1) 茨城県内に住所を有し、かつ、県内の高等学校に在籍する者
- (2) 平成11年3月高等学校を卒業見込みの者
- (3) 高等学校在学中の全教科の成績 (調査書による。) が平均3.5以上の者
- (4) 心身ともに健康で、看護職として適性があり、卒業後看護職として茨城県内に就業する意志のある者
- (5) 合格した場合は、入学を確約できる者

4 推薦者数

推薦は、各高等学校2人以上とする。

5 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成10年10月19日 (月) から平成10年10月23日 (金) まで (必着のこと。)

(2) 出願場所

〒305-0005 茨城県つくば市天久保1丁目1番2

茨城県立つくば看護専門学校

(3) 出願手続書類

- ① 入学願書 (当学校所定の用紙)
- ② 高等学校の調査書 1 通

③ 高等学校の推薦書 1 通（当学校所定の用紙）

④ 健康診断書 1 通（当学校所定の用紙）

(4) 受験料

3,000円（入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。）

6 合格発表

(1) 日 時 平成10年12月 2 日（水）

(2) 方 法 志願者及び学校長あて通知する。

この試験についての問い合わせ先

(1) 茨城県衛生部医務課

電話 029 (221) 8111（内線3117・3118）

(2) 茨城県立中央看護専門学院

電話 0296 (77) 0533

(3) 茨城県立水戸看護専門学院

電話 029 (225) 7624

(4) 茨城県立つくば看護専門学校

電話 0298 (52) 3515

◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営本新地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営本新地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・客土）

計画書の写し

2 縦覧の期間

平成10年 7 月 7 日から

平成10年 8 月 4 日まで

3 縦覧の場所

東町役場

1 縦覧に供する書類

県営本新地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路整備）

計画書の写し

2 縦覧の期間

平成10年 7 月 7 日から

平成10年 8 月 4 日まで

3 縦覧の場所

東町役場

桜川村役場

1 縦覧に供する書類

県宮本新地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水施設整備）

計画書の写し

2 縦覧の期間

平成10年 7 月 7 日から

平成10年 8 月 4 日まで

3 縦覧の場所

東町役場

桜川村役場

1 縦覧に供する書類

県宮本新地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）

計画書の写し

2 縦覧の期間

平成10年 7 月 7 日から

平成10年 8 月 4 日まで

3 縦覧の場所

東町役場

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 波崎町柳川土地区画整理組合

2 作業種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う基準点測量及び出来形確認測量）

3 作業終了日 平成10年 3 月 20 日

4 作業地域 波崎町大字柳川字松代及び松陰の各一部

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市雷電町2964番2，同番3，同番4，同番5，2965番2，同番3，同番5，同番7，2967番1，同番3から同番19，2967番24，2959番2，同番3，同番4

2 事業主の住所及び氏名

古河市東本町 1 丁目 3 番12号

白戸商事株式会社

代表取締役 白 戸 仲 久

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市大字横根字下六反田569番 1, 570番 1, 字昼喰島571番 1, 572番 1, 573番 1, 574番 1, 575番, 576番, 577番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市柳町 1 丁目13番20号

株式会社ケーズデンキ

代表取締役 加 藤 修 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市大字大木字熊ノ山896番, 897番, 899番, 902番, 903番, 1000番 1 の一部, 1003番, 1004番

2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字本城町 2 丁目22番地

財団法人 下妻市開発公社

理事長 山 中 博

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成10年 7 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿嶋市大字宮中字桜町附2333番16

2 事業主の住所及び氏名

大阪市中央区今橋 4 丁目 3 番18号

住金興産株式会社

代表取締役 大 森 一 生

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字畑ノ台354番 1, 354番 2, 355番 2, 360番 6

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町西泉田664番 1 号

株式会社 コーリー

取締役社長 小 瀧 純 一

◎軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成10年 5 月21日以降無効とする。

平成10年 7 月 6 日

茨城県下館県税事務所長 山 浦 五 十 一

用途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の住所又は氏名
セメント製品 製 造 業	1000リットル	J 708477	1枚	平成 9 年12月15日～ 平成10年 5 月31日	東京都中央区銀座 6 - 12 - 10 万成石油㈱

正 誤

平成10年 6 月18日付け茨城県報第967号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	21	雨 海 忠 弘	天 海 忠 弘

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)